

競 争 入 札 心 得

（総則）

第1条 美瑛町が発注する余剰電力売却の入札に当たっては、別の定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第2条 削除

（入札）

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者、又は競争入札の参加資格を停止されている者を代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他の入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 削除

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。その場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最高価格の入札者を落札者としめない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格以上で最高の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容の適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、町長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最高の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格以上で申込みをした他の者のうち、最高の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金の返還)

第12条 削除

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、町長の作成した契約書案に記名押印を上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に町長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 削除

(契約保証金等)

第15条 削除

(入札保証金等の充当)

第16条 削除

(入札の取りやめ等)

第17条 町長が入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第18条 削除